

補償に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下本連盟とする）による、本連盟の主催する事業、及び各加盟校の主催する事業において発生した事故・事件等に対する補償について定めたものである。

(対象)

第2条 本連盟は以下の事象に対して補償を行うものとする。

- 1 本連盟の主催する事業における、運営者の怪我・金品の損害
- 2 本連盟の主催する事業及びその準備において発生した土地権利者等との渉外問題
- 3 別に定める申請書を提出することによって本連盟の認めた、加盟校・準加盟校の練習会、合宿、大会において発生した土地権利者等との渉外問題

(申請)

第3条 補償金の受領を行おうとする者（以下申請者とする）は、事件・事故の発生した翌日から1週間以内に、別途定める事件・事故報告書を本連盟幹事長もしくは幹事会に対して提出しなければならない。この規則はやむを得ない事件・事故に対して補償を行うもので、補償を受け取る資格のあるものは事件・事故を回避する最大限の努力を行う義務を負う。

(補償)

第4条 申請者に対する補償金額が5万円以上の場合、本連盟幹事会が事件・事故報告書を精査して金額を判断するものとする。また、申請者は幹事会で事情説明を行うことができる。申請者から要求が有った場合、幹事会はそのための時間を設けなければならない。

(承認)

第5条 本連盟会計の取り決めにより、申請者が受領する補償金額に対して以下の承認が必要となる。

- 1 5万円未満の場合
事業の責任者、担当理事（インカレの場合）、幹事長の承認
- 2 5万円以上20万円未満
幹事会の承認
- 3 20万円以上
日本学連総会の承認

(改正)

第6条 本規則の改正には総会の承認を必要とする。

平成23年11月5日 制定
以上。